

事業名	就農支援対策事業費	財務コード (事業)	721805
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	就農計画認定委員会費
------	------------

担当部課室	農政 部 農業技術 課 担い手対策室 担当 (内線)	5364
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H7 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 資金貸付け等を希望する新規就農希望者	その対象をどのような状態にして 就農に向けた栽培品目や経営について支援されることで、認定就農者として認定されている。	結果、何に結びつけるのか 地域に定着する新規就農者の確保・育成
	事業の内容 新規就農希望者は農業経験が乏しく、多くは営農に必要な施設や機械もこれから準備する事例が多い。そのため新規就農希望者には将来的に農業で生活できるよう、研修による技術習得、経営の高度化に向けた施設や機械整備などの就農支援資金等も用意されている。 就農計画は、新規就農者が就農に際し5年間の計画を作成し申請をする。 申請された就農計画は、山梨県就農計画認定要領に沿い、行政機関の職員等を含めた機関で構成する就農計画認定委員会を開催し、就農計画を作成した新規就農希望者と指導機関が出席し、就農計画の説明を行い、認定委員会委員の9名が計画の審査、認定を実施。 ※主に23年度 ○平成23年度の就農計画認定委員会の開催(年4回) 平成23年 7月27日 申請者数 6人 認定者数 6人(就農計画の一部修正指導有り) 平成23年10月21日 申請者数 12人 認定者数 12人(就農計画の一部修正指導有り) 平成24年 1月18日 申請者数 12人 認定者数 12人 平成24年 3月15日 申請者数 24人 認定者数 24人 ○全国就農支援会議への参画(東京1泊2日)		
根拠法令等	青少年の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 就農計画認定委員会の開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	活動指標 目標設定の考え方 就農計画認定会議の開催実績 データの出典等 当初予算書、認定委員会復命
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
成果指標 就農計画認定数	25名	30名	54名	30名	30名	成果指標 目標設定の考え方 就農計画認定後の助成支援が設けられ、就農計画認定が増加した直近2ヶ年の平均を基に設定 データの出典等 就農計画認定実績数
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	180.0 %				
決算額、予算額 (千円) うち一財額	155	155	155	155	155	成果指標によらない成果 ・就農計画を作成することにより、自分の就農時の目標を明確にすることができる。 ・就農計画の認定により、就農者の農業経営実現に向けた意識が高まり、経営の発展に向けた資金等の活用も計画される。 ・就農計画の作成により、行政においても継続的な支援を行うことができる。
所要時間(直接分)	100 時間	160 時間	120 時間	120 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間		
所要時間計	100 時間	160 時間	120 時間	120 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,030円×所要時間)	203	325	244	244		

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
H22年度活動指標達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
H23年度成果指標達成率		農業を始める人への就農計画作成指導の継続により、平成23年度は54名と就農計画認定認定数も増加した。就農計画を作成することにより、自身の目標が明確になり、より具体的な取り組みを自発的に考える姿が伺える。また、就農計画認定者は、経営発展に向けた資金等の活用も計画し、より発展的な経営を目指し地域での担い手として確実に成長しており意図した成果はほぼ上げていると考えられる。
a	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	就農希望者の増加に伴い、就農計画申請者数も増加傾向にある。年4回の審査であるため年度末に申請が集中する傾向にあるので、今後は、関係機関にも連絡し、申請希望者へ認定委員会開催時期を周知し、各回の計画申請数の差が少なく審査できるように努める。 審査に際しては、事前に経営改善計画の送付等で事務効率も向上させる。	k

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	就農計画の認定が後半に集中しないよう、関係機関で審査予定人数が偏らない申請の調整を実施することにより計画的な委員会開催を行い、事務の軽減を図る。 また、調整に対応できない新規就農希望者には関係機関と連携し、委員会審査までの間について就農計画の作成成熟度に合わせた支援を行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。